

加東市立学校 I C T 活用支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月

加東市

1 趣旨

本実施要領は、「加東市立学校 I C T活用支援業務委託」の受託候補者を企画提案競争方式により選定するために必要な手続等について定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

加東市立学校 I C T活用支援業務委託

(2) 業務目的

学校における教員の I C T活用（授業、校務、教員研修等）をサポートする I C T支援員（以下「支援員」という。）を配置し、教員及び児童生徒の I C T活用を支援することにより、I C Tを活用した教育活動の充実を図る。

(3) 業務内容

ア 支援員の配置

① 配置回数

- ・ 下記の配置回数に基づき、年度ごとに各校の回数を調整し、決定する。

令和 9年度 計450回

令和10年度 計450回

令和11年度 計450回

令和12年度 計450回

令和13年度 計450回

② 業務時間

午前8時から午後5時までの間に、7時間の業務時間設定する。休憩は1時間とする。

③ 業務内容

- ・ 授業及び校務における I C T活用に関する提案及び活用事例の紹介ならびに作成支援
- ・ 教員の発問に関連するガイド等と連動した指導事例の提案
- ・ 授業開始時の I C T機器の準備及び設定の支援
- ・ 児童生徒向けの操作説明書及び掲示物の作成支援
- ・ I C Tを活用した授業における教員及び児童生徒への操作支援
- ・ I C Tを活用した教材の紹介及び教材作成の支援
- ・ I C T学習コンテンツの提供
- ・ 校務における I C T活用支援
- ・ 教員に対する I C T活用に関する研修の企画及び実施の支援
- ・ 学校ホームページの更新支援
- ・ 学校の I C T機器の不具合発生時の一時対応及び現象切り分け支援
- ・ I C T機器の管理作業支援

イ 支援員の管理

- ① 支援員の管理監督及び業務全体の統括を行う体制の整備
- ② 支援員の業務スケジュールの調整及び管理、業務状況の把握、指示、指導助言
- ③ 支援員に対する研修及びミーティング
- ④ 指導事例や教材の提供等、支援員のサポート

ウ 教育委員会及び学校との連絡調整

- ① 配置日の調整及び連絡
- ② 業務実績の報告
- ③ 教員アンケートの実施

(4) 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(5) 業務場所

加東市立学校(以下「学校」という。)及び加東市教育委員会が指定する場所とする。

(6) 見積限度額

ア 総額	122,250千円(消費税及び地方消費税を含む。)
イ 令和9年度	24,450千円(年額)
ウ 令和10年度	24,450千円(年額)
エ 令和11年度	24,450千円(年額)
オ 令和12年度	24,450千円(年額)
カ 令和13年度	24,450千円(年額)

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 「加東市指名競争入札参加資格者名簿」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていない者であっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者にあつては、当該登録を行っている者と同様の資格があるとみなす。

ア 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

イ 取引先一覧及び会社の概要

ウ 財務諸表(直近1年)法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

エ 直近年度の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書:その3の3)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書

オ 印鑑登録証明書(証明年月日が参加申込書提出前3か月以内)

- (2) 参加申込期限日において、兵庫県内の地方公共団体から指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、参加申込書の提出後から契約締結までの間において、受託候補者が、兵庫県内の地方公共団体等から指名停止処分を受けた場合、または参加資格の要件を欠くに至った場合は、その時点で本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。
- (5) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く。)に規定する者でないこと。

- (6) 令和3年度から本プロポーザルの参加申込期限日までの間において、学校の授業支援を目的としたICT活用支援業務（ICT支援員の派遣、ICT学習コンテンツの提供等）に関し、国または地方公共団体から受託し、1年以上継続して履行した実績があること。
- (7) 国及び他の地方公共団体からの業務停止命令を受けていない者。ただし、業務停止命令を受けた日から5年を経過している場合はこの限りではない。
- (8) 本プロポーザルへの参加は、単独の事業者（1者）による提案に限るものとし、複数の事業者による共同企業体や連名での提案・応募は認めない。
なお、業務の一部を他社に委託、または他社の学習コンテンツを採用して提案する場合であっても、応募した事業者（単独）が契約の相手方となり、業務履行の一切の責任を負うものとする。

4 資料の交付

次のとおり、資料を交付する。

- (1) 交付期間
令和8年7月10日（金）から令和8年7月21日（火）まで
- (2) 交付方法
加東市ホームページからダウンロード
- (3) 交付する資料
 - ア 加東市立学校ICT活用支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
 - イ 加東市立学校ICT活用支援業務委託仕様書
 - ウ 加東市立学校ICT活用支援業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領
 - エ 参加申込書（様式1）
 - オ 会社概要書（様式2）
 - カ 業務実績書（様式3）
 - キ 企画提案書等提出書（様式4）
 - ク 見積書（様式5）
 - ケ 質問書（様式6）
 - コ オンライン審査申請書（様式7）
 - サ 辞退届（様式8）

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年7月21日（火）
- (2) 提出書類【各1部】
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 会社概要書（様式2）
 - ウ 業務実績書（様式3）※契約書の写し（業務名、履行場所、契約期間、契約者の押印がある部分）を添付すること。
- エ 「3 参加資格」（1）の「加東市指名競争入札参加資格者名簿」に登録のない者にあつては、同項アからエまでに掲げる各書類

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便、期限必着）又は、電子メールで提出すること。

(4) 提出先

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所4階
加東市教育委員会学校教育課
TEL (0795) 43-0541
E-mail:gakko-kyoiku-ed@city.kato.lg.jp

(5) 第一次審査（参加資格審査）結果の通知

ア 通知日 令和8年7月31日（金）

イ 通知方法 全参加申込者に電子メールにより通知する。

ウ 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

① 提出期限 令和8年8月4日（火）

② 提出方法 持参によること

③ 提出場所 「5（4）」に同じ。

6 企画提案等に関する質問及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式6）により、電子メールで事務局（「13（8）」参照）まで提出すること。なお、必ず電話で質問書の送付について確認すること。ただし、参加申込書（様式1）を提出した者のみ質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和8年7月21日（火）17時15分まで

(2) 質問書の回答

令和8年7月28日（火）までに、参加申込書を提出した全ての者に対し、処理できた案件から随時電子メールにより回答する。

7 企画提案書等の作成及び提出

第一次審査（参加資格審査）の結果、参加資格を認められた者（以下、「提案者」という。）は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、「加東市立学校ICT活用支援業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」により作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年8月7日（金）

イ 提出書類

① 企画提案書等提出書（様式4）

② 企画提案書（任意様式）

③ 見積書（様式5）

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。

エ 提出場所 「5（4）」に同じ。

オ 提出部数 企画提案書等提出書（様式４）は１部、それ以外は正本１部、副本６部を提出すること。

８ プレゼンテーションの実施

提案者は、次によりプレゼンテーションを行うこと。

（１） 実施日 令和８年８月２６日（水） 日時等の詳細については、別途通知する。

（２） 実施方法

ア 提案者は、企画提案書等の内容に基づき、加東市立学校ＩＣＴ活用支援業務委託事業者選定に係る審査委員会（以下「委員会」という。）に対してプレゼンテーションを行う。

イ プレゼンテーションの内容及び時間は、提案説明２０分以内、ヒアリング１０分程度とする。

ウ 提案者側の出席者は４名以内とする。

エ パソコン等、プレゼンテーション実施に係る準備品は、提案者が準備することとする。プレゼンテーション用のモニターは、発注者で準備する

オ プレゼンテーション及びヒアリングは委員会が指定する会場で行うこととするが、プレゼンテーション実施日において提案者が外部で行われる会議や会合により参加ができない場合のみ、オンラインでの参加を認めることとする。オンラインでの参加を希望する場合は、「オンライン審査申請書（様式７）」を提出すること。

① 提出期限 令和８年８月２０日（木）１７時１５分まで

② 提出方法 「５（３）」に同じ。

③ 提出場所 「５（４）」に同じ。

カ 上記エのオンライン審査に必要な要件は、次のとおりとする。

① 提案者は、プレゼンテーションに関係のない外部の音声や出席者以外の者の音声が悪断できる静謐な会場（以下、「オンライン会場」という。）を準備することとする。なお、オンライン会場には出席者以外の者が入室しないようにすること。

② 提案者は、審査会場とオンライン会場をインターネットで接続するためのモバイルルーター等を準備し、事前に送付することとする。送付先は「５（４）」と同じとする。モバイルルーター等の使用料、通信費、送料等は、提案者で負担することとする。

③ オンライン会場に必要な機器（パソコン、カメラ、モニター、マイク、スピーカー等）は提案者において準備することとする。なお、審査会場（加東市側）に必要な機器は、委員会が準備し、審査開始前に双方の機器が正常に動作するかを確認することとする。

④ オンライン審査に必要なWEB会議システムは、委員会が指示するものを使用することとする。

⑤ 審査の公平性を保つため、プレゼンテーション開始前に、委員会はオンライン会場が適切に準備されているかを確認することとする。会場に不備がある場合、提案者は委員会の指示により会場を整えることとする。

⑥ プレゼンテーション中に生じたインターネット回線や機器等のトラブルについて、委員会及び加東市は一切の責任を負わないものとする。

⑦ プレゼンテーション中の録画、録音、撮影は禁止する。

9 審査結果

(1) 審査

別表「加東市立学校 I C T活用支援業務委託事業者選定審査基準」に基づき、プレゼンテーションの内容について委員会委員が評価を行い、下記の順により受託候補者を選定し、併せて次点者も選定する。

ア プレゼンテーションの評点総合計が最も高い者

イ 同点となった場合は、評価項目の見積金額の評点が高い者

ウ イにおいても差がない場合は、くじ引きにより選定する。

なお、提案者の評点が、満点（100点×審査委員会委員数）の6割を超えない場合は、落選とする。また、参加申込者は1者であってもプレゼンテーションを行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を選定したときは、提案者に対し、電子メールにより速やかに通知するものとする。

ア 通知日 令和8年9月9日（水）

イ 通知内容 審査結果

ウ 通知方法 全提案者に対し、電子メールにより通知する。

エ 受託候補者に選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

① 提出期限 令和8年9月15日（火）

② 提出方法 持参によること

③ 提出場所 「5（4）」に同じ。

オ 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

(3) 選定結果の公表

受託候補者を選定したときは、加東市ホームページ上で公表する。

公表の内容は、受託候補者の名称、提案者の評点総合計及び選定の結果とする。なお、加東市において審査結果を公表するまでは、提案者において、第三者に公表してはならない。

10 契約の締結

「9 審査結果」により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らなかった場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

11 本業務に係る全体スケジュール

本業務に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

内容	実施期間又は提出期限
実施の公告（実施要領の配布）	令和8年 7月10日（金）
参加申込書・質問書提出期限	令和8年 7月21日（火）

質問書の回答期日	令和8年 7月28日（火）
第一次審査（参加資格審査）結果の通知	令和8年 7月31日（金）
企画提案書提出期限	令和8年 8月 7日（金）
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年 8月26日（水）
審査結果通知	令和8年 9月 9日（水）
契約締結（予定）	令和8年 9月下旬

1.2 情報公開及び提供

- （１） プロポーザルの実施に関する情報（参加希望者から提出された資料を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき開示することがある。

1.3 その他

- （１） 参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- （２） 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- （３） 提出された書類は返却しない。
- （４） 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- （５） プロポーザルの参加者数、選定結果及び評価の概要は公表することがある。
- （６） 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- （７） 本実施要領等に基づき提出された書類等は、当該提出者に断りなく目的外に使用しない。
- （８） 問合せ及び担当部局

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所4階

加東市教育委員会 こども未来部 学校教育課 担当：福島 奨平

TEL（0795）43-0541（直通） FAX（0795）43-0559

E-mail:gakko-kyoiku-ed@city.kato.lg.jp